

人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）
受給資格認定申請のご案内

◎ 事業実施期間

1 年間

◎ 申請 期 限

事業実施期間開始予定日の 1 か月前まで

◎ 提 出 先

千葉労働局職業対策課分室 または 管轄のハローワーク
〒260-0013
千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル5階
千葉労働局 職業安定部 職業対策課分室
TEL 043-441-5678

◎ 提 出 書 類

制度が複雑なため出来る限り千葉労働局職業対策課分室にご提出ください。

ご提出いただく書類		チェック欄	枚数記入欄		
		☒	事業主	所	局
1	「人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）事業計画書」（様式第1号）	☐			
2	「中小企業労働環境向上事業実施計画書」（様式第2号）	☐			
3	認定組合等の構成事業主名簿（各構成事業主における資本金の額又は出資の総額及び常用雇用労働者数が明記されているもの）	☐			
4	認定組合等の定款 ※原本に記載されている事項について、インターネットを利用して閲覧できる状態（ウェブサイト上で公開し、閲覧できる者を限定していないこと）にある場合は、次の書面等の提出をもって、当該書類の添付に代えることができます。 ①定款を公開しているページを出力したものであって、URL（アドレス）が印字されているもの ②定款を公開しているページのURL（アドレス）を記載したもの	☐			
5	都道府県の認定を受けた改善計画認定申請書（写）及び都道府県より通知された改善計画認定通知書（写）	☐			

◆ 変更申請について ◆

受給資格認定申請書の提出後、中小企業労働環境向上事業実施計画書に関して、やむを得ない事由により変更を行う場合には、**事業等の実施前**に以下の書類を提出してください。

ご提出いただく書類		
1	「人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）事業計画変更届」（様式第3号）	
2	（1）認定を受けた事業の他に新たに事業を行う場合	変更内容を記載した「中小企業労働環境向上事業実施計画書」（様式第2号）
	（2）認定を受けた事業を取り止める場合	
	（3）その他認定を受けた計画の内容を変更する場合	
	（4）認定組合等の名称、所在地、又は代表者氏名等を変更する場合	登記事項全部証明書等